

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における 輸送の安全に関する業務の管理の受委託等について

1. 背景

自動車運送事業の輸送の安全確保のため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「トラック法」という。）体系において、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、原則として対面での運転者等への点呼を行うことを義務付けているが、発展する情報通信技術（ICT）を運行管理に活用すべく、産官学の有識者で構成された運行管理高度化検討会（現：運行管理高度化ワーキンググループ）を令和 3 年 3 月に設置し、運行管理の高度化に向けた議論を進めてきたところである。

また、今般、上記ワーキンググループにおいて、事業者を跨いだ遠隔点呼（以下「事業者間遠隔点呼」という。）及び業務前の自動点呼（以下「業務前自動点呼」という。）を実施する場合に必要な要件がとりまとめられたところである。

上記を踏まえ、事業者間遠隔点呼を実施する場合に必要な運送法第 35 条又はトラック法第 29 条の許可を要する管理の受委託契約の許可基準を定めるとともに、業務後自動点呼機器認定要領（令和 5 年 3 月 31 日付け国自安第 160 号。以下「機器認定要領」という。）並びに旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）（以下「解釈運用通達」と総称する。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正等の概要

(1) 事業者間遠隔点呼における管理の受委託

令和 7 年 4 月末を目途に公布予定の「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示」（以下「改正点呼告示」という。）の規定に基づく事業者間遠隔点呼について、事業者が実施するにあたって必要となる管理の受委託の要件を新たに定める。

(i) 受委託の主な要件

- ・ 受委託の許可は営業所単位で行うこと。
- ・ 受託事業者は委託事業者と同一の事業及び種別であること。

(ii) 遵守事項

- ・ 事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報の取扱いについて委託事業者及び受託事業者双方で同意を得ること。
- ・ 当該個人情報第三者へ漏洩しないよう厳正に取り扱うこと。
- ・ 事業者間遠隔点呼を行う運行管理者等と当該事業者間遠隔点呼を受ける運転者等が属する営業所間において、あらかじめ連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。
- ・ 委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われている

か定期的に調査すること。

- ・当該調査により是正すべき事項が明らかとなった場合は、受託事業者に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理をすること。
- ・受託事業者は、委託事業者が行う調査及び業務管理について協力すること。

(iii) 管理の受委託の期間

- ・ 5 年間

(iv) その他所要の改正

(2) 業務前自動点呼に用いる機器の認定

改正点呼告示の規定に基づく業務前自動点呼について、事業者が用いることができる機器の認定に必要な申請や認定事務に関する事項を整備するため、機器認定要領について所要の改正を行う。

(3) 事業者間遠隔点呼又は業務前自動点呼における適切な健康状態の把握等

事業者間遠隔点呼又は業務前自動点呼のみを長期間受ける運転者等に対して、当該運転者等が属する営業所の運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者は、当該運転者等の体温、血圧等を把握することや、1 か月に 1 回以上、当該運転者等と対面で会話をすることなど、適切な健康状態の把握手段等について明確化すべく、解釈運用通達について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 7 年 5 月末

施行：公布の日